

日点委通信

No.31

2015年11月1日発行

「日本における英語点字の表記について」

統一英語点字（UEB）の日本での取り扱いについて、日本点字委員会第50回（2014年）・第51回（2015年）総会において討議し、決定しました。その内容を「日本における英語点字の表記について」として小冊子にまとめ、関係施設に配付しました。墨字・点字データは、「日本点字委員会ホームページ」にアップするとともに、冊子版も販売いたします。墨字版200円（送料1冊の場合92円）、点字版500円（送料無料）です。本会事務局にお申し込みください。代金は切手でも結構です。「日本の点字第39号」にも掲載します。

その概要は、下記のとおりです。

UEBは、従来のアメリカ式英語点字の表記（EBAE）と比べ、多くの点で差異が見られる。

日本における英語点字の扱いを大きく二つに分け、「英語の教科書・試験問題等」には原則としてしかるべき時期からUEBを導入するが、「一般日本語文章」にはUEBを原則として導入しないこととする。

I. 英語の教科書・試験問題等へのUEBの導入について

英語圏各国のUEB採用の動きに対応するため、日本においても、英語を学び英語で読むための点字資料については、しかるべき時期からUEBを導入する。英語の教科書や参考書、英語の試験問題、専門書中に引用される英語の論文や英語の文献リストなどが対象となる。

ただし、UEBはEBAEと様々な点で差異があるので、特に学校教育において生徒が試験などで不利にならないよう配慮が必要である。

II. 一般日本語文章中の英語の語句や文の表記について

前記I.の「英語の教科書・試験問題等」以外の、いわゆる一般日本語文章がその範囲となる。現在、日本の点字使用者の大多数はEBAEに慣れ親しんでいる。当分の間この状況に大きな変化はないと考えられる。使用頻度の比較的高い記号のうち丸カッコやドル記号、イタリック符などは、EBAEとUEBで形態が大きく異なっており、一般

日本語文章中の英語の語句や文については、原則としてUEBは導入せず、EBAE（2008年版）に準じた表記とする。ただ、EBAEの記号類も数が多く、文脈での読み分けが必要なものもある。そこで、一般日本語文章中で使用できる英語の記号類は基本的なものにしぼる。

二重大文字符や数符の用法については、UEBの方がEBAEより明確に整理されており、日本語点字の書き方にやや近い部分もあるので、これらはUEBの規則を準用することとする。

『日本点字表記法』改訂版編集委員会設置について

第51回総会において『日本点字表記法』改訂版編集委員会が設置されました。

『日本点字表記法』の検討については、今まで次のような経緯がありました。

(1) 「日本の点字 第35号」〈特集 「点字表記法」のあり方を考える〉において、14名の方に「点字表記法」についての思いを書いていただきました（2011年）。

(2) 『日本点字表記法』のあり方について委員会が設置され（2010年）、「答申」が提出されました（日本点字委員会第48回総会・2012年）。

(3) 『日本点字表記法』検討委員会が設置され（2012年）、「答申」が提出されました（日本点字委員会第51回総会・2015年）。

これらは『日本点字表記法 2001年版』にどのような問題点があるのか、を検討しようという趣旨でスタートしたものであり、『日本点字表記法』の改訂を前提としたものではありませんでした。しかし上記（1）の特集、（2）の「答申」、（3）の「答申」に至る流れ、および各年度の総会並びに研究協議会の討議の流れを受け、『日本点字表記法』を改訂する時期にあると判断し、ここに編集委員会の設置が提案され、承認されました。

設置期間は2015年6月より、新しい『日本点字表記法』の発行を目標とする2018年11月までとします。その途中において、「日本の点字」に、経過を報告し、広く意見を求める予定です。

元日点委会長・本間一夫氏の生誕百年

2015年は、元日点委会長、日本点字図書館創業者、本間一夫氏の生誕百年にあたります。それを記念して日本点字図書館を中心にさまざまな行事が行われています。詳細については日本点字図書館のホームページに掲載されています。

本間氏は、日点委創立の第1期(1966年度～)から第5期(～1989年度)まで学識経験

委員を、第3期(1978年度～)から第5期までは、鳥居篤治郎氏、肥後基一氏のあとを受けて会長を務められました。

第51回総会並びに研究協議会報告

2015年6月6日(土)～6月7日(日)、日本ライトハウス情報文化センターにおいて第51回総会並びに研究協議会が行われた。委員22名、事務局員5名、会友3名、オブザーバー等31名、計61名の出席があった。

総会

(1) 委員の交替、および事務局員の委嘱について

盲人社会福祉界代表委員・植村信也氏(日本点字図書館)が退職したため、佐賀善司氏(岩手県立視聴覚障がい者情報センター)に交替した。事務局員として花田和枝氏(京都ライトハウス情報製作センター)が会長より委嘱された。

(2) 2014年度事業報告・決算報告、各地域委員会報告、「日本点字表記法」検討委員会報告、英語点字特別委員会報告、2015年度事業計画・予算などが討議され承認された。

(3) 「日本点字表記法」編集委員会の設置を承認した。

(4) 日点委のメーリングリストについて

特別委員会やホームページ担当者間のメーリングリストを、日点委のドメインで作成し、その運用管理を、ホームページの開発および保守を委託している業者に委託する。

研究協議

1. 「統一英語点字の日本への導入に関する第二次答申(一般日本語文章中の英語の語句や文の表記)について提案され、承認された。

要旨：現在、点字使用者の大多数は従来アメリカ式英語点字表記に慣れ親しんでおり、「一般日本語文章」中の英語の語句や文については、原則としてアメリカ式に準じた表記とするのが望ましい。

2. 文中注記符について(近畿点字研究会)(継続議案)

「文中注記符と句読符・カギ類・カッコ類・指示符類等の順序」、「文中注記符の行移し」、「文中注記符は該当語句の前か後か」、「一定範囲について、語釈を先にまとめて提示するレイアウトについて」などが提案された。

3. 「日本点字表記法」検討委員会からの答申について

《検討結果を第1章～第5章にわたり、『日本点字表記法 2001年版』の章・節・項目に添って記述する。「2001年版」には多くの課題があることを再確認した。》 答申「まとめ」の《この検討結果を活かし、よりよい「表記法」とするために、「表記法」の改訂が必要であるという点で委員の意見が一致した。》件について、承認された。

4. 「表記法」第3章第2節の一部変更についての提案(宮村健二)

「2. の本則について」「3. の本則について」「4. の注意2について」提案があった。「表記法」の見直しがなされるときに検討するとともに、各地域の活動の中でも検討を深める。

5. 外文字を用いるか、外国語引用符を用いるか判断に迷う事例の検討(近畿点字研究会)

《近年、日本語文章中においてアルファベットが頻出するようになってきたことから、現在の『日本点字表記法 2001年版』2章3節9. の【注意1】「略称と単語との区別がつきにくい場合などでも、外文字を前置して書き表してもよい。」という規則だけで処理することは困難であることを指摘してきた。今回は、各地の早急なるご検討を促す目的で、事例の収集と整理を行い、お示しする。①一見単語のように見える造語や固有名詞、②日本語の中で一部の文字をアルファベットで表す場合、③略称ではなく、単語の役割を果たす語を含む場合、に分けて検討する。「表記法」2章3節9. の【注意1】の規則を「略称と単語との区別がつきにくい場合や、略称と単語の両方の性質を持つ場合などには、外文字を前置して書き表してもよい。」とすることをご検討願いたい。》(継続審議)

6. 「第3章表題変更と、内容の一部修正・追加」(木塚泰弘)に基づいて提案が行われた。編集委員会の中で検討する。

日本点字委員会事務局

〒169-8586 東京都新宿区高田馬場1丁目23番4号 日本点字図書館内

電話 03(3209)0671 FAX 03(3209)0672 振替口座 00100-1-42820

ホームページ <http://www.braille.jp/>